

改正公益通報者保護法に関する御説明

令和3年度
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
公益通報者保護制度担当



概要

- 令和4年6月1日より、改正公益通報者保護法が施行されます。
- については、貴協議会の構成機関が所掌等される分野における相談において、公益通報に関する御相談があった場合に御参考としていただきたい資料等について、御説明申し上げます。
- 本資料の内容
 - ・現行の公益通報者保護法の概要 … 2
 - ・改正法の概要（公益通報者の範囲の拡大等について） … 3～6
 - ・法に基づく事業者向け指針の概要、指針・指針の解説 … 7・8
 - ・改正法の施行に向けたスケジュール、参考情報等 … 9
 - ・参考情報：ハンドブック … 10
 - ・参考情報：行政機関に公益通報する場合の通報先検索システム…11

現行の公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の概要

1 公益通報

- 労働者が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における（※1）
- 刑事罰の対象となる不正を（※2）
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令（約470本）に規定する

①直接に刑事罰が科せられる行為

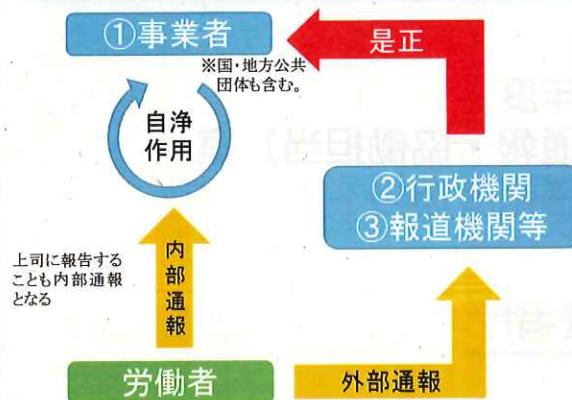
②最終的に刑事罰が科せられることにつながる行為

2 保護の内容

- 解雇は無効
- 降格・減給その他の不利益な取扱い（※3）は禁止
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

※3 配置転換や嫌がらせなども禁止される

3 通報先と保護の条件



【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 事業者（内部通報）※国・地方公共団体も含む。
不正があると思料すること
- ② 行政機関
不正があると信じるに足りる相当の理由があること
(例: 目撃した場合、証拠がある場合など)
- ③ 報道機関等
(通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)
不正があると信じるに足りる相当の理由があること
+
以下のような事由があること
(例: 内部通報では解雇されそうな事由、生命・身体への危害が発生する事由など)

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の主な内容

改正法の主な内容

- 事業者（行政機関を含む）に、従事者の任命・内部通報に対応するための体制整備を義務付け
- 体制整備の具体的な内容については消費者庁が「指針」（告示）を策定
- 行政機関に、外部通報に対応するための体制整備を義務付け
- 内部調査等の従事者に対し、刑事罰付きの守秘義務を課す
- 退職者及び役員を、保護の対象者として追加

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）の概要

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → 早期是正により被害の防止を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。具体的な内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務
- その実効性確保のため行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（同義務違反に対する刑事罰を導入）【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行)	信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	(改正)	氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
------	----------------------	------	-------------------------
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行)	生命・身体に対する危害	(改正)	財産に対する損害（回復困難又は重大なもの）を追加
(なし)			通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすくなる

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行)	労働者	(改正)	退職者（退職後1年以内）や、役員（原則として調査は正の取組を前置）を追加
------	-----	------	--------------------------------------
- 保護される通報【第2条第3項】

(現行)	刑事罰の対象	(改正)	行政罰の対象を追加
------	--------	------	-----------
- 保護の内容【第7条】

(現行)	(なし)	(改正)	通報に伴う損害賠償責任の免除を追加
------	------	------	-------------------

施行日：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（令和4年6月1日）

4

公益通報者の範囲（令和2年改正で拡大）

【現在・改正背景】

- 公益通報者は労働基準法第9条の労働者に限定
⇒ 退職者や役員による通報が期待された事案が発生する一方、退職者や役員が通報を理由として不利益取扱いを受ける事例も存在

【改正後】（改正法第2条第1項、第5条第3項及び第6条）

- 退職後1年内に通報した退職者を「公益通報者」の対象に
 - 派遣労働終了後1年内の者や、取引先関連の業務終了後1年内の者も含まれる
- 法人の役員を「公益通報者」の対象に
 - 法人の役員であることが必要だが、法人の種類は問わない
 - 法律の規定に基づき法人の経営に従事していることが必要
 - 退任した役員は含まれない

5

権限を有する行政機関への公益通報の保護要件

【現在・改正背景】

- 労働者が行政機関に通報する場合の保護要件として、「通報対象事実の発生について信じるに足りる相当の理由（真実相当性）があること」が求められている
⇒ 通報に当たって真実相当性の判断が難しい、との指摘

【改正後】(改正法第3条第2号)

- 労働者・退職者が行政機関に通報する場合の保護要件に、**氏名や通報対象事実の内容等を記載した書面**を提出する場合を追加（真実相当性まで至らない場合でも保護）

(労働者・退職者が行政機関に通報する場合の保護要件)

真実相当性がある

又は

通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料すること
+ 氏名や通報対象事実の内容等を記載した書面

※ が法改正によって保護の範囲に追加

(書面に記載する事項)

- 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 通報対象事実の内容
- 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

6

指針の概要

- 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

➤ 用語の説明

➤ 従事者の定め（第11条第1項関係）

- 従事者として定めなければならない者の範囲
- 従事者を定める方法

➤ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（第11条第2項関係）

- 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備

- 内部公益通報受付窓口の設置等
- 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
- 公益通報対応業務の実施に関する措置
- 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

- 公益通報者を保護する体制の整備

- 不利益な取扱いの防止に関する措置
- 範囲外共有等の防止に関する措置

- 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

- 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
- 是正措置等の通知に関する措置
- 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
- 内部規程の策定及び運用に関する措置

7

指針・指針の解説（ウェブサイト上の掲載位置）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/#012

8

改正法の施行に向けたスケジュール、参考情報等

- 施行日：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（令和4年6月1日に向けて準備中）
- 改正法の施行に向け、今年度内を目指し、以下の取組などを予定
 - 動画コンテンツなどを活用した周知・広報、Q & Aの更新、改正法の内容を踏まえた「公益通報ハンドブック」の見直し、チラシの作成等
 - 保護される通報の範囲が見直される（行政罰の対象を追加）ことに伴い、行政罰の規定のある法律を通報対象法律に追加する政令の一部改正
 - ※ 労働相談等で、公益通報に関する御相談が寄せられた場合、「公益通報ハンドブック」等も御活用いただけます。
 - ※ 通報先に関する御相談等が寄せられた場合、「行政機関に公益通報する場合の通報先検索システム」も御活用いただけます。

各種情報については、隨時、ウェブサイト等で御案内する予定です。

■消費者庁ウェブサイト（公益通報者保護制度）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/

9

参考情報：ハンドブック（ウェブサイト上の掲載位置）

▲ 消費者ホーム > 政策 > 政策一覧(消費行政のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度 > 公益通報者保護法と制度の概要

公益通報者保護法と制度の概要

公益通報者保護制度
(トップ)
説明会・研修会
調査・研究
Q&A集

消費者の方へ
民間事業者の方へ
行政機関の方へ

目次

- 制度の概要
- 告知の改正について
- 法令
- ガイドライン

制度の概要

東京をはじめとする多くの自治体が、市民の立場から、公的機関への不正行為を防ぐために実施する行動です。これは、正直な立場として市民による監視等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。

また、市民にとっても、匿名性に適切に対応し、リスクの最低化及び当社の運用の向上を図ることにより、企業経営及び社会的信頼度を向上させることができます。

「公益通報者保護法」は、このような趣旨から、運営者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかというルールを明確にするものであります。

広報媒体など

- 政府庁舎オンラインの制度部門のページです。
「運営者と企業とも守る『公益通報者保護制度』
- 「公益通報者保護法の内容をわかりやすくまとめたハンドブックです。
『公益通報ハンドブック』(PDF: 3.7MB)
- 『公益通報者保護制度をより深く理解した動画です。
動画説明のページ
- 制度全般にわたる相談を受け付けています。

公益通報・事業者連携・物価

消費者志向経営の推進～サステナブル経営～

セミナー

- 公益通報者保護制度
- 公表資料
- 会議・研究会等

公益通報 ハンドブック



(現在、改訂作業中)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/#01-01

10

参考情報：検索システム（ウェブサイト上の掲載位置）

▲ 消費者ホーム > 政策 > 政策一覧(消費行政のしごと) > 公益通報・事業者連携・物価 > 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度

公益通報者保護制度
(トップ)

公益通報者保護法
と制度の概要

説明会・研修会

調査・研究

消費者の方へ

民間事業者の方へ

行政機関の方へ

Q&A集

目次

- 公益通報者保護法と制度の概要
- 説明会・研修会
- 調査・研究
- 消費者の方へ
- 民間事業者の方へ
- 行政機関の方へ
- Q&A集

① 公益通報・事業者連携・物価

消費者志向経営の推進～サステナブル経営～

セミナー

公益通報者保護制度

公表資料

会議・研究会等

参考情報

- 「公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)」(法解釈、謹報先の相談など)

法制度に関する相談窓口
(03)-3507-9262
詳しく見る

- 行政機関に公益通報する場合の道報先検索システム

公益通報の道報先・
相談先・行政機関検索
詳しく見る

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/

11